

2004年5月14日

ADR 検討会ヒアリング資料

東京都千代田区永田町 2-14-3
赤坂東急ビル 7 階 C
英国仲裁人協会東アジア支部 日本分科会
リチャード A. イーストマン
(第二東京弁護士会所属)

英国仲裁人協会東アジア支部日本分科会の委員長と致しまして、裁判所外紛争解決を行う機関の認証制度が導入されるとのレポートに関し、当協会がもつ懸念を述べたく取り急ぎ本書簡を提出致します。

当協会は昨年他の団体と共に、この様な案に反対の意見を述べました。今も其の立場に変わりはありません。ADR 検討会のウェブサイト上の資料の案のような紛争解決機関に関する規制制度がある国は世界中にまずありません。英国や米国等、仲裁、調停、他の ADR のいろいろな方法が広く使われていて、毎年何千もの事例がある国にはこの様な規定はありません。この制度はコストを上げ日本での仲裁と ADR の発展を遅らせる事にもなります。さらに仲裁と ADR 開催地としての日本の国際的な評価に深刻な害を及ぼすものと思われま

我々は、弁護士でない者が仲裁人、調停人として活動する事は弁護士法の第 7 2 条違反になるという見解こそが最大の問題点と考えます。しかし、現在の案ではこの問題点の十分、又は合理的な解決になりません。

政府および ADR 検討会におかれましては、紛争解決機関の規制という国際的にも受け容れられない制度の導入ではなく、むしろ、この点を十分に熟慮、検討して下さるようお願い申し上げます。ADR 検討会が結論を出される前に、当協会、又は他の団体などからのヒアリングが行われるようお願い申し上げます。

(以上)